

【表紙】

| | |
|---------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年9月14日 |
| 【会社名】 | 新華ホールディングス・リミテッド (新華控股有限公司 Xinhua Holdings Limited) |
| 【代表者の役職氏名】 | 最高経営責任者 レン・イー・ハン(Lian Yih Hann) |
| 【本店の所在の場所】 | ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンス ドライブ、クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1- 1111, Cayman Islands) |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 弁護士 神谷 光弘 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所 |
| 【電話番号】 | 03(3568)2600(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 西 理広 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所 |
| 【電話番号】 | 03(3568)2600(代表) |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

当社において特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第12号の各規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

| | |
|--------|---|
| 名称 | フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッド |
| 住所 | Suite 2103, 21/F., Infinitus Plaza, 199 Des Voeux Road Central, Hong Kong (香港、上環、德輔道中) |
| 代表者の氏名 | 取締役 Zhou Zhou Zhen氏 |
| 資本金 | 1,000,000香港ドル |
| 事業の内容 | PR及びIRサービスの提供 |

| | |
|--------|---|
| 名称 | フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ(北京)リミテッド |
| 住所 | Room 622, East Wing, Office Tower 1, Beijing Junefield Plaza, No. 6 Xuanwumen Waidajie Beijing 100052, China (中華人民共和国、北京、宣武区) |
| 代表者の氏名 | 法定代表人 Xie Guang氏 |
| 資本金 | 1,000,000香港ドル |
| 事業の内容 | PR及びIRサービスの提供 |

(注) フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ(北京)リミテッドは、フォーチュン・チャイナ・パブリック・リレーションズ・リミテッド(以下、「香港フォーチュン・チャイナ」といいます。)の完全子会社です。(以下、両社を総称して「フォーチュン・チャイナ」といいます。)

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社(香港フォーチュン・チャイナ)の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有する議決権の数

異動前 500,000

異動後 0

総株主等の議決権に対する割合

異動前 50%

異動後 0%

(注) 当社の完全子会社である新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド(以下、「香港新華財經」といいます。)が香港フォーチュン・チャイナに対して所有する議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合を記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

今般、当社はフォーチュン・チャイナより、同社が事業を拡大するための資金を出資等の方法により提供するよう要請を受けましたが、当社としては、今後、モバイル事業に注力する予定であり、また、当社の現在の資金繰りから当該資金を提供するのは難しい状況でした。

一方で、フォーチュン・チャイナの経営陣より、同社が今後も当社の連結子会社であり続ける場合、当社の監査手続等に協力する必要があるため、これらの手続が同社の経営に大きな負担となっているため、当社が資金面で同社をサポートすることが困難な場合、当社グループの連結の範囲からの除外を望む旨の申し出を受けました。

当社としては、損失を計上している事業を処分し、今後売上を伸ばし利益を計上できると見込んでいるモバイル事業の収益性のある事業に注力して行きたいと考えているため、今般、フォーチュン・チャイナの持分を譲渡することを決定しました。今回、継続して純損失を計上しているフォーチュン・チャイナの持分を譲渡することにより、当社グループの今後の収益性の改善につながると考えております。また、今回の処分の対価により、当社の直近のキャッシュ・フローが改善されます。

そのため、当社は、フォーチュン・チャイナの経営陣と交渉し、今般、香港新華財經が保有する香港フォーチュン・チャイナの持分の全てをZhou Zhou Zhen氏に譲渡することに合意しました。これに伴い、当社は同社への支配権を喪失し、同社は当社の特定子会社ではなくなります。

異動年月日

平成28年9月30日(予定)

2. 当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく報告)

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年9月30日(予定)

(2) 当該事象の内容

当社の完全子会社である香港新華財經が保有している、当社の連結子会社である香港フォーチュン・チャイナの全持分をZhou Zhou Zhen氏に譲渡することによるものであります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

本取引により、当社は対価として正味150千米ドル(約15百万円)を受領し、その結果、2016年12月31日を期末とする会計年度のキャッシュ・フローは、同額分が加算される予定です。一方、この取引により、2016年の第3四半期には、これら連結子会社を処分することにより(香港新華財經が保有する香港フォーチュン・チャイナの持分の譲渡価額とフォーチュン・チャイナの純負債額の差額として)、当グループ全体において約800千米ドル(約83百万円)を特別損失として計上する予定です。

(注) 上記の数値は、1米ドル=103.18円(2016年8月31日現在の東京外国為替市場における外国為替相場(仲値))にて換算しております。

以上